

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（医療人材課）

一 趣旨

医師法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

臨床研修病院に係る定義規定の改正

三 施行期日

令和二年四月一日